

○原子力規制委員会規則第三号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和二年一月二十三日

原子力規制委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第一

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号） 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日

（令和二年四月一日）から施行する。

（実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の廃止）

第二条 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものを除く。以下同じ。）（旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査（以下「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第四十三条の三の三十一第一項の規定による使用前検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に係るものに限る。）に合格しているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。ただし、第三項に該当する場合はこの限りでない。

2 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、次項に該当する場合はこの限りでない。
一 旧実用炉規則第四十九条第一項の規定に該当しない発電用原子炉 直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二 旧実用炉規則第四十九条第一項の規定に該当する発電用原子炉 施行日から十三月を超えない時期

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている発電用原子炉施設については、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日から令和二年四月三十日までとの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。次項において同じ。）に係る新実用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）」とあるのは、「この規則の施行の日まで」とする。

2 施行日から令和二年四月三十日までとの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者に係る新実用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「原子炉の起動予定日の三日前」とあるのは、「この規則の施行の日」とする。

3 前条第三項の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新実用炉規則第五十七条の三第二項の規定（同条第一項第一号に掲げるときに係るものに限る。）は、適用しない。

第五条 施行日前に旧法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、同表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と読み替えるものとする。

第六条 この規則の施行の際現に発電用原子炉施設の設置の工事に着手している者又は旧法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日まで新法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第六十九条から第九十条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この規則の施行の際現に旧法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日まで新法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する新法第十二条の第六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新実用炉規則第一百六条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第一百六条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第二項中「新実用炉規則第八十三条から第八十六条まで、第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条、第九十二条第一項第十六号及び第三項第十五号」に改める。

第九条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）附則第十五条中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査」に改める。

第十条 実用発電用原子炉及びその附属施設に設置される機器の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）附則第二項中「第四十三条の三の十一の規定による検査」を「第四十三条の三の十一第三項の規定による確認」に改める。

第十一条 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の検査」に改める。

第十二条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第六号）附則第二項第一項中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十六第一項の検査」に改め、同項第一号中「及び検査」を「及び確認」に改め、同号八中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同項第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

第十三条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十二号）附則第二項第三項及び第四項中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十六第一項の検査」に改め、同条第三項第一号及び第四項第一号中「及び検査」を「及び確認」に改め、同条第三項第一号ロ中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第三項第一号ハ中「及び検査」を「及び確認」に改め、同号八中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

第十四条 実用発電用原子炉及びその附属施設に設置される機器の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十五号）附則第二項中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

第十五条 実用発電用原子炉及びその附属施設に設置される機器の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十五号）附則第二項中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

(定義)
 第十五条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
 二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
 三 旧実用炉規則 この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
 四 新実用炉規則 この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
 五 施行日 この規則の施行の日をいう。
 別表第一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇七 略」 八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。)第 二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画(同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの)に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。 十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。)第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ 自然現象 ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。) ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇七 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」</p>

(発電用原子炉の設置の許可の申請)
第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 [略]
 - 二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。
 - イ [略]
 - ロ 発電用原子炉施設の一般構造
 - (1) [略]
 - (2) 耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
 - ハ 原子炉本体の構造及び設備
 - (1) 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）
 - (i) [略]
 - (ii) 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量
 - [iii]・iv) 略
 - (i)・iv) 略
 - [削る] [略]
 - (3)・(6) 略
 - (2) 燃料体
 - [iii]・iv) 略
 - (i)・iv) 略
 - [削る] [略]
 - (3)・(6) 略
- 三 [略]
- 四 [略]
- 五 [略]
- 六 [略]
- 七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。
 - [イ・ロ] 略
- ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
- 八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
- 九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - [一]・十 略
- 十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
 - [略]
 - [略]

(発電用原子炉の設置の許可の申請)
第三条 [同上]

- 一 [同上]
 - 二 [同上]
 - イ [同上]
 - ロ [同上]
 - (1) [同上]
 - (2) 耐津波構造（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
 - (1) [同上]
 - (2) [同上]
 - (3) [同上]
 - ハ [同上]
 - (1) [同上]
 - (i) [同上]
 - (ii) 燃料体の最大挿入量
 - [iii]・iv) 同上
 - (i)・iv) 同上
 - v) 最高燃焼度
 - (3)・(6) 同上
 - (2) [同上]
 - [iii]・iv) 同上
 - (i)・iv) 同上
 - [削る] [同上]
 - (3)・(6) 同上
- 三 [同上]
- 四 [同上]
- 五 [同上]
- 六 [同上]
- 七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。
 - [イ・ロ] 同上
- ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
 - [号を加える] [略]
- 九 [同上]
- 十 [同上]
- 十一 [同上]
- 十二 [同上]

3 〔略〕

4 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十條の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二 〔略〕

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕十 略

〔二〕十 略

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 〔略〕

(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)

第七条 〔1・2 略〕

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕十 略

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

4 〔略〕

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第八条 〔略〕

2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

3 〔略〕

3 〔同上〕

4 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第五条 〔同上〕

一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。

二 〔同上〕

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕十 同上

〔二〕十 同上

〔三〕十 同上

〔号を加える。〕

3 〔同上〕

(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)

第七条 〔1・2 同上〕

3 〔同上〕

〔一〕十 同上

〔号を加える。〕

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

4 〔同上〕

(工事の計画の認可を要しない工事等)

第八条 〔同上〕

2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)の変更を伴う変更以外の変更とする。

3 〔同上〕

第九條 (設計及び工事の計画の認可等の申請)
 法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 略」

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「略」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十條 「略」

(設計及び工事の計画の届出を要する工事等)

第十一條 「略」

2 法第四十三條の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

(設計及び工事の計画の届出)

第十二條 法第四十三條の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 略」

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

(工事の計画の認可等の申請)
 第九條 「同上」

「一、三 同上」

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる事項(その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「同上」

(工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十條 「同上」

(工事の計画の届出を要する工事等)

第十一條 「同上」

2 法第四十三條の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

(工事の計画の届出)

第十二條 法第四十三條の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 同上」

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる事項(その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 〔略〕

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事その設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第十四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、第三十七号若しくは第三十八号、第三十一条又は第四十八条第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー（以下この条において「容器等」という。）であつて、技術基準規則第十七条第十五号（技術基準規則第三十一条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第七号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等を使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(使用前確認の申請)

第十五条 法第四十三條の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 略

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 略

七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一・二 略

三 第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3 略

「項を削る。」

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条 削除

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十三條の三の十一第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 同上

五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六 同上

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一・二 同上

三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

イ 保守管理の実施に関する計画の始期(発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。)及び期間

ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期

ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

3 同上

4 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の実施)

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項(同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。)について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができ	原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの
	一 材料検査
	二 寸法検査
	三 外観検査

<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時</p>	<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時</p>	<p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時</p>
<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>	<p>四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 耐圧検査 六 漏えい検査 七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p> <p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査 二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ 耐圧検査 ヘ 漏えい検査</p>

(使用前確認を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

【一〜三 略】

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けずに使用することができる旨を指示した場合

五 【略】

六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないもの場合

第十八条から第二十条まで 削除

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)

第二十二条 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百五号の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第二十三条から第五十四条まで 削除

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

【一〜三 同上】

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けずに使用することができる旨を指示した場合

五 【同上】

【号を加える。】

第十八条 削除

(使用前検査実施要領書)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十条 削除

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(試験使用の承認等の申請)

第二十二条 第十七条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六 使用の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 燃料体の型式

三 法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること）

五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 加工の工程

二 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合は、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（燃料体検査の実施）

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になつた時	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査
二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時	燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 <ul style="list-style-type: none"> 一 寸法検査 二 湾曲度を確認する検査 三 外観検査 四 表面汚染密度検査 五 溶接部の非破壊検査 六 ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。）
三 加工が完了した時	組み立てられた燃料体に係る次の検査 <ul style="list-style-type: none"> 一 寸法検査 二 外観検査 三 ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条 法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

(燃料体の設計の認可)
第二十六条 法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四 燃料体の構造及び重量

五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号（発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。以下同じ。）を含む。）

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書

三 燃料体の構造図

四 加工のフローシート

五 品質保証に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し一通とする。

第二十七条 削除

(燃料体検査実施要領書)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十九条 削除

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めるときは、燃料体検査合格証を交付する。

(輸入燃料体検査の申請)

第三十一条 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四 燃料体の構造及び重量
五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）

六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地

七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）

九 検査を受けようとする期日及び場所

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。
 - 一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書
 - 二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書
 - 三 燃料体の構造図
 - 四 加工のフローシート
 - 五 燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料
 - 六 品質保証に関する説明書
- 3 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる書類（原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあつては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
 - 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
 - 四 燃料体の構造及び重量
 - 五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）
 - 六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地
 - 七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）
 - 九 検査を受けようとする期日及び場所

提出時期	添付書類
一 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前	前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。
前 二 燃料体の本邦への輸送を開始する一月前	前項第五号及び第六号に掲げる書類

4 第一項若しくは前項の申請書又は第二項各号に掲げる事項を説明する書類若しくは前項の表の下欄に掲げる書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5 第一項又は第三項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し一通とする。
(輸入燃料体検査の実施)

第三十二条 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。)は、原子力施設検査官が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。)は、原子力施設検査官が前条第三項に規定する申請書及び添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。
(輸入燃料体検査実施要領書)

第三十三条 原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の三の十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
(輸入燃料体検査合格証)

第三十四条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格したと認めたときは、輸入燃料体検査合格証を交付する。
(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第三十五条 法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。)、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの(前号に規定するものを除く。)

五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。以下この条において同じ。若しくは放射線管理施設に属する容器(第二号に規定するものを除く。))又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの

二 号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

八 蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

（溶接事業者検査の実施）

第三十六条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（溶接事業者検査の記録）

第三十七条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十八条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用する事ができる旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみをした第三十五条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにすることを含む。）を使用する場合

(溶接安全管理審査の申請)

第三十九条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三 溶接事業者検査の実施場所

四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五 審査の実施方法及び実施時期

六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第四十一条第一号に規定する組織であつて、耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 溶接事業者検査に関する規程

二 溶接事業者検査の組織

三 溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接安全管理審査の実施方法)
第四十条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法
- 二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

(溶接安全管理審査の実施時期)
第四十一条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

- 一 直近の法第四十三条の三の十三第六項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期
- 二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期
- 三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

(溶接安全管理審査の対象となる事項)
第四十二条 法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

第四十三条 削除
 (溶接事業者検査を行った旨の表示)
第四十四条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)
第四十五条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(次号に掲げるものを除く)、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く)、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常電源設備

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱いは又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設
- 三 放射線管理施設
- 四 非常用電源設備

（施設定期検査の申請）

第四十六条 法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類の種類、出力及び施設番号
- 四 検査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
- 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要性が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
 - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- 五 第五十六条第二項に規定する判定方法に関する事項（同項の一定の期間を含む。）
- 六 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があった場合には、その変更の内容を説明する書類
- 七 前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項については、評価を行い、当該事項を変更した場合、その評価の結果を記載した書類
- 八 前回の施設定期検査において提出した第五号の書類に記載された事項（一定の期間に限る。）を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 検査を受けようとする期日

4 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6 前二項に規定するもののほか、第二項第五号に掲げる事項のうち一定の期間を定め、又は変更した場合、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

7 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。
(施設定期検査の実施)

第四十七条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十五条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二 沸騰水型発電用原子炉施設にあっては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類の応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

発電用原子炉施設の種類	定期事業者検査に係る事項
一 原子炉本体	1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 2 再使用する燃料体の外観検査 3 炉心における燃料体の配置を確認する検査 4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査

<p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p>	<p>三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）</p>
<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査 2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>	<p>1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査 2 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査 3 主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査 4 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査 5 非常用復水器系の作動検査 6 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査 7 原子炉補機冷却系の作動検査 8 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p>

<p>七 原子炉格納施設</p>	<p>六 放射線管理施設</p>	<p>五 放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>四 計測制御系統施設</p>
<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下こ</p>	<p>3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査</p>	<p>気体廃棄物処理系の作動検査</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査</p> <p>3 ほう酸水注入系の作動検査</p> <p>4 安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）並びに原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査</p> <p>5 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査</p> <p>6 制御用空気圧縮系の作動検査</p>

<p>発電用原子炉施設の種類</p>	<p>定期事業者検査に係る事項</p>	<p>八 非常用電源設備</p>	<p>の号において同じ。、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 原子炉格納容器の漏えい率検査</p> <p>3 原子炉建屋の気密性能検査</p> <p>4 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査</p> <p>5 原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査</p> <p>6 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査</p> <p>7 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査</p> <p>8 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p> <p>1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査</p> <p>2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査</p>
<p>一 原子炉本体</p>	<p>1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査</p> <p>2 再使用する燃料体の外観検査</p>	<p>三 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類の 応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）</p>	

<p>三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）</p>	<p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p>	
<p>9 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p> <p>8 補助給水系ポンプの非破壊検査及び補助給水系の作動検査</p> <p>7 原子炉補機冷却系の作動検査</p> <p>6 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査</p> <p>5 主蒸気隔離弁の作動検査</p> <p>4 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査</p> <p>3 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査</p> <p>2 加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査</p> <p>1 加圧器逃がし弁元弁の作動検査</p>	<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>	<p>3 炉心における燃料体の配置を確認する検査</p> <p>4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査</p>

<p>四 計測制御系統施設</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 制御用空気圧縮系の作動検査</p> <p>3 制御棒駆動系の制御棒緊急挿入検査</p> <p>4 ほう酸ポンプの非破壊検査及びほう酸注入機能を有する設備の作動検査</p> <p>5 安全保護系等の作動検査</p> <p>6 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査</p>
<p>五 放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>気体廃棄物処理系の作動検査</p> <p>1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査</p> <p>2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査</p>
<p>六 放射線管理施設</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p>
<p>七 原子炉格納施設</p>	<p>2 原子炉格納容器の漏えい率検査</p>

<p>八 非常用電源設備</p>	<p>3 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査 4 原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査 5 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査 6 アイスコンデンサの冷却性能検査 7 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査 8 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査 9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査 10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p>
<p>四 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設及び加圧水型発電用原子炉施設にあっては、前三号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項</p> <p>五 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）及び加圧水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。</p>	<p>一 第四十五条第二項第一号に係る設備にあっては、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 燃料取扱設備の系統運転性能検査 ロ 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 ハ 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査 <p>二 第四十五条第二項第二号に係る設備にあっては、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 ロ 液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査 ハ 液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

二 液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 ホ 固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 ヘ 固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 ト 固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 三 第四十五条第二項第三号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 イ エリアモニタリング設備の設定値確認検査
 ロ エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 ハ エリアモニタリング設備の作動検査
 ニ プロセスモニタリング設備の設定値確認検査
 ホ プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 ヘ プロセスモニタリング設備の作動検査
 ト 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査
 チ 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査
 リ 換気設備の性能検査
 四 第四十五条第二項第四号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 イ 非常用発電装置の性能検査
 ロ 無停電電源装置の性能検査
 (施設定期検査の実施時期)
第四十八条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

特定重要発電用原子炉施設の区分		施設定期検査を受けるべき時期
一	特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二	特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期
三	特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの	施設定期検査が終了した日以降二十四月を超えない時期

2 前項の表の上欄の判定期間とは、施設定期検査において、第五十六条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要発電用原子炉施設（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。

一 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、前条第一項第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び発電用原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について施設定期検査を受けるべきもの

二 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、その施設定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げる特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉の運転時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 使用済燃料を取り扱う機器その他機械又は器具であつて発電用原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）とする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その認可の日以降十三月を超えない時期とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条 法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

二 使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき

三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき

2 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類の、出力及び施設番号

四 直近の施設定期検査が終了した年月日

五 施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第五十条 削除

発電用原子炉施設の区分 一 判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 二 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	定期事業者検査を実施すべき時期 直近の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期 直近の定期事業者検査が終了した日以降十八月を超えない時期
--	---

（定期事業者検査の実施時期）
第五十五条 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

設 備 の 種 類	機 械 又 は 器 具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

（定期事業者検査の実施時期）
第五十五条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

（施設定期検査実施要領書）
第五十一条 原子力規制委員会は、第四十六条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
第五十二条 削除
 （施設定期検査終了証）
第五十三条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めたときは、施設定期検査終了証を交付する。
 2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。
 （定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）
第五十四条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。
 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備
 二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

三 判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの
 直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期

〔各号を削る。〕

2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査（炉心の性能に係るものを除く。）を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 発電用原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあつては、発電用原子炉施設の使用時）における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項の表の下欄に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

4 〔略〕

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号（発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。第五十七条の三第二項第三号において同じ。）

〔四・五 略〕

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十八条第一項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

〔項を加える。〕

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 〔同上〕

4 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号

〔四・五 同上〕

6 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならぬ。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、十三日以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合には、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第五十七条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・八 略〕

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

〔十・十一 略〕

2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第五十七条之二 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第五十七条之三 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。

二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

5 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

〔項を加える。〕

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

〔一・二 同上〕

三 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 特定発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。は、十三日以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。は、施設定期検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第二項の一定の期間を短縮する場合には、この限りでない。

〔項を加える。〕

(定期事業者検査の記録)

第五十七条 〔同上〕

〔一・八 同上〕

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

〔十・十一 同上〕

2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

- 2 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
 - 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 - 一 定期事業者検査の計画
 - 二 発電用原子炉及び第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
 - 三 第八十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
 - イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第八十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号及び第八十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 四 第五十六条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。
 - 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
 - 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
 - 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
 - 四 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
 - 五 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
 - 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(発電用原子炉施設の評価)

第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項

第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シユラウド及びシユラウドサポートに限る。）とする。

2 法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

〔表 略〕

3 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一〇八 略〕

九 評価において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

〔十一 略〕

4 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第五十九条から第六十二条まで 削除

(特定発電用原子炉施設の評価)

第五十八条 法第四十三条の三の十六第三項の特定発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シユラウド及びシユラウドサポートに限る。）とする。

2 法第四十三条の三の十六第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

〔表 同上〕

3 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一〇八 同上〕

九 評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

〔十一 同上〕

4 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、評価された特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第五十九条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号
- 三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲
- 四 定期事業者検査の主な実施場所
- 五 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

- 一 定期事業者検査の計画
- 二 定期事業者検査に関する規程
- 三 定期事業者検査の要領書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第六十条 法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

第六十一条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十六第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第六十二条 削除

<p>一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</p> <p>イ 使用前確認の結果</p> <p>【削る。】</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>確認の都度</p> <p>【削る。】</p>	<p>保存期間</p> <p>同一事項に関する次の確認の時までの期間</p> <p>【削る。】</p>
<p>一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</p> <p>イ 使用前確認の結果</p> <p>【削る。】</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>確認の都度</p> <p>【削る。】</p>	<p>保存期間</p> <p>同一事項に関する次の確認の時までの期間</p> <p>【削る。】</p>
<p>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</p> <p>イ 使用前検査の結果</p> <p>ロ 施設定期検査の結果</p> <p>ハ 第八十条の規定による巡視及び点検の状況(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。)並びにその担当者の氏名</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>検査の都度</p> <p>検査の都度</p> <p>毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>	<p>保存期間</p> <p>同一事項に関する次の検査の時までの期間</p> <p>同一事項に関する次の検査の時までの期間</p> <p>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間</p>

(電磁的方法による保存)

第六十三条 第十四条の三第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十八条第一項及び第三百三十八条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができ、当該記録の保存をもち、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「略」

(合併及び分割の認可の申請)

第六十五条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一六 略

七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一五 略

六 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 「略」

三 「略」

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表上欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

(電磁的方法による保存)

第六十三条 第三十七条第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができ、当該記録の保存をもち、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「同上」

(合併及び分割の認可の申請)

第六十五条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一六 同上

二 「号を加える。」

三 「号を加える。」

六 「同上」

三 「同上」

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表上欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

<p>ロ 第八十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</p>	<p>施設管理の実施の都度</p>	<p>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理計画の改定までの期間</p>
<p>ハ 第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>二 運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>〔略〕 その都度</p>	<p>〔略〕 一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。</p>
<p>ル 「イ」又「略」 第八十七条第六号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>「イ」チ 略</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>四 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>五 放射線管理記録</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>イ 原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔ロ〕ル 略 〔六〕九 略</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>二 第八十一条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</p>	<p>保守管理の実施の都度</p>	<p>保守管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</p>
<p>ホ 第八十一条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>二 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>「イ」又「同上」 〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕 〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕 〔加える。〕</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>「イ」チ 同上</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>四 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>五 放射線管理記録</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>イ 原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔ロ〕ル 同上 〔六〕九 同上</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

<p>十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） 〔十一～十三 略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
--	------------	------------

〔2～7 略〕

（電磁的方法による保存）

第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

〔2・3 略〕

（品質マネジメントシステム）

第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第七十条から第七十七条まで 削除

<p>十 第六十九条の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） 〔十一～十三 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
---	-------------	-------------

〔2～7 同上〕

（電磁的方法による保存）

第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

〔2・3 同上〕

（品質保証）

第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第七十条 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第七十一条 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 発電用原子炉設置者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

第七十二条 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格 Q9000 のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。

四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

第七十三条 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する）を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

(保安活動の評価)

第七十四条 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

(保安活動の改善)

第七十五条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置（以下「是正処置」という。）に関する手順（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書の遵守)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

第七十七条 削除

第八十条 削除

（発電用原子炉施設の施設管理）

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百十三条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十五条の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要性が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。
- ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）
第八十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

- 一 原子炉冷却系統施設
- 二 制御材駆動設備
- 三 電源、給排水及び排気施設

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要性が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

- イ 保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。
- 一 号の細分を加える。
- 二 号の細分を加える。

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

- ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ハ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト 八の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
 ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

【一〇十六 略】

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

- ハ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- 二 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ホ 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。
- ハ 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。
- 五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間
 ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間
 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

【一〇十六 同上】

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第九十二条第一項第八号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十二条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 「略」

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

- (1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。
- (2) 消防吏員への通報に関すること。
- (3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 火山現象による影響

- (1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。
- (3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故等

- (1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- (2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
- (3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- (4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第九十二条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 「同上」

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
- 三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。
- 六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 大規模損壊

- (1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
 - (2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - (3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
 - (4) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - (5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。
- 三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第八十四条から第八十六条まで 削除

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）
第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
 - 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
 - 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
- （火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）
第八十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

- 三 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 四 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィーターその他の資機材を備え付けること。
- 五 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
- イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。
- ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。
- ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 第八十五条** 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
- 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
- イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
- ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。
- 二 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

〔一〕五 略

六 発電用原子炉の通常運転（設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
- イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器的破損を緩和するための対策に関すること。
- ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

〔号の細分を加える。〕

口 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び第百三十四条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

七 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

〔十・十一 略〕

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇十 略〕

〔二・三 略〕

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇十五 略〕

（保安規定）

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 〔号を削る。〕

品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

七 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

九 運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第百三十四条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

〔十・十一 同上〕

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇十 同上〕

〔二・三 同上〕

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇十五 同上〕

（保安規定）

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 〔同上〕

安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。

- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの
 - イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
 - ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。
 - ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。
 - ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
- 九 「号を削る。」
- 十 略
- 十一 略
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
 - 「号を削る。」
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十五 略
- 十六 「号を削る。」
- 十七 「号を削る。」
- 十八 「号を削る。」
- 十九 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
- 二十 略
- 二十一 略
- 二十二 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
- 二十三 略
- 二十四 略
- 二十五 略
- 二十六 略
- 二十七 略
- 二十八 略

- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 十 略
- 十一 略
- 十二 略
- 十三 略
- 十四 略
- 十五 略
- 十六 略
- 十七 略
- 十八 略
- 十九 略
- 二十 略
- 二十一 略
- 二十二 略
- 二十三 略
- 二十四 略
- 二十五 略
- 二十六 略
- 二十七 略
- 二十八 略

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であつて、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされるときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一 前項第八号に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合
 発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）

二 前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する変更しようとする場合
 （第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 〔略〕

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）

四 〔略〕

五 〔略〕

六 〔略〕

七 〔略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

十 〔略〕

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

〔号を削る。〕

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 〔略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であつて、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされるときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一 前項第十号に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合
 発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）

二 前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関する変更しようとする場合
 （第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は第四項の見直しの結果を記載した書類

〔同上〕

三 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 〔同上〕

十 〔同上〕

十一 〔同上〕

十二 放射線測定器の管理に関すること。

十三 発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十六 〔同上〕

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関する事。

十六 〔略〕

十七 〔略〕

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）

十九 〔略〕

二十 〔略〕

二十一 〔略〕

二十二 〔略〕

〔4・5 略〕

第九十三条 削除

十八の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

〔号を加える。〕

二十一 〔同上〕

二十二 〔同上〕

二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関する事（溶接事業者検査の実施に関する事を含む。）

二十四 〔同上〕

二十五 〔同上〕

二十六 〔同上〕

二十七 〔同上〕

〔4・5 同上〕

（保安規定の遵守状況の検査）

第九十三条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。

ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

イ 発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。）

ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取出し及び装荷のための操作をいう。）

ハ 沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統（以下「海水系統」という。）の切替えに係る操作（一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。）

ニ 加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作

二 第八十五条第三号又は第八十六条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第九十四条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 一六 略

七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一九 略

十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 略

3 略

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十五条 略

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

二 略

3 略

第九十七条 削除

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第九十四条 「同上」

一 一六 同上

「号を加える。」

2 「同上」

一 一九 同上

「号を加える。」

3 「同上」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十五条 「同上」

2 「同上」

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二 略

3 「同上」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第九十七条 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)
第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
- イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

【ロ・ハ 略】

【二・三 略】

(特定機器の種類)

第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

【略】

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)
第九十九条の六 〔同上〕

一 〔同上〕

- イ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

【ロ・ハ 同上】

【二・三 同上】

(特定機器の種類)

第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 〔号を加える。〕

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

【同上】

(型式指定の申請)
第一百七条 〔同上〕

一 〔二・五 同上〕

六 型式設計特定機器の設計の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 品質保証活動の計画

ハ 品質保証活動の実施

ニ 品質保証活動の評価

ホ 品質保証活動の改善

八 〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 〔略〕

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 〔同上〕

（型式指定の変更の承認）
第百八条 〔略〕

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

〔3・4 略〕

（品質管理の実施の記録の保存）
第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するように行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）
第百十三条 〔略〕
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であつて、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされるときには、第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類
〔一・二 略〕

3 〔略〕

（廃止措置実施方針に定める事項）
第百十五条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕十 略
十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十六条及び第百二十六条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
〔十二〕十三 略

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
〔十五〕十六 略
（廃止措置計画の認可の申請）
第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕五 略
六 性能維持施設
七 性能維持施設的位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
八 〔略〕
九 〔略〕
十 〔略〕

十一 〔略〕
十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

（型式指定の変更の承認）
第百八条 〔同上〕

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

〔3・4 同上〕

（品質保証の実施の記録の保存）
第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するように行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）
第百十三条 〔同上〕
2 〔同上〕

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類
〔一・二 同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置実施方針に定める事項）
第百十五条の二 〔同上〕

〔一〕十 同上
十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
〔十二〕十三 同上

十四 廃止措置に係る品質保証計画
〔十五〕十六 同上
（廃止措置計画の認可の申請）
第百十六条 〔同上〕

〔一〕五 同上
〔号を加える。〕
〔号を加える。〕
六 同上
七 同上
八 同上
九 同上
十 同上

十一 〔同上〕
十二 〔号を加える。〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一～五 略〕

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 〔略〕

〔廃止措置計画の変更の認可の申請〕

第百十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一～三 略〕

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 〔略〕

〔2・3 略〕

〔廃止措置終了確認〕

第百二十一条の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

〔旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等〕

第百二十六条 法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

〔各号を削る。〕

〔事故故障等の報告〕

第百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 〔略〕

2 〔同上〕

〔一～五 同上〕

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 〔同上〕

〔廃止措置計画の変更の認可の申請〕

第百十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

〔旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合〕

第百二十六条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

〔項を加える。〕

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱いは又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二 放射性廃棄物の廃棄施設

三 放射線管理施設

四 非常用電源設備

〔事故故障等の報告〕

第百三十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る）。

〔ロ・ハ 略〕

〔三〇 略〕

〔三〇 略〕

〔届出書の提出部数〕

第百三十七條 法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

〔条を削る。〕

（電磁的記録媒体による手続）

第百三十八條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 略〕

三 第九十五条第三項の届出書

〔四〇 略〕

別表第一（第八条、第十一条関係）

二 変更の工事 〔略〕 (一) 〔略〕 (二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であつて、次の発電用原子炉施設に係るもの 1 原子炉本体	認可を要するもの 〔略〕	事前届出を要するもの 1 〔略〕 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの (1) 〔略〕
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの改造であつて、次に掲げるもの (1) 〔略〕 (2) 燃料体	1 〔略〕 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの (1) 〔略〕	1 〔略〕 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの (1) 〔略〕

二 〔同上〕

イ 施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る）。

〔ロ・ハ 同上〕

〔三〇 略〕

〔三〇 略〕

〔届出書等の提出部数〕

第百三十七條 法第四十三条の三の八第三項及び法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第百三十八條 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第百三十九條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 同上〕

三 第九十五条第二項の届出書

〔四〇 略〕

別表第一（第八条、第十一条関係）

二 変更の工事 〔同上〕 (一) 〔同上〕 (二) 〔同上〕	認可を要するもの 〔同上〕	事前届出を要するもの 1 〔同上〕 2 〔同上〕
1 〔同上〕	1 〔同上〕 (1) 〔加える。〕 (2) 同上	1 〔同上〕 2 〔同上〕 (1) 〔同上〕

<p>2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p>	<p>(4) チャンネルボックス 〔略〕 (5) 炉心支持構造物に係るもの (6) 炉心支持構造物に係るもの (7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (9) 〔略〕 (10) 〔略〕 (11) 〔略〕 (12) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>
<p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔(1)～(6) 略〕</p> <p>(7) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>	<p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの 次に掲げるもの 〔(1)・(2) 略〕 (3) 燃料体 〔略〕 (4) 炉心支持構造物に係るもの (5) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの (6) 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔(1)～(5) 略〕 (6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの (7) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>3 〔略〕 4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの (1) 〔略〕 (2) 炉心支持構造物、反射材、原子炉容器本体(監視試験片を除く)、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
<p>2 〔同上〕</p>	<p>(2) 炉心支持構造物、原子炉容器本体(監視試験片を除く)、原子炉压力容器支持構造物、原子炉压力容器付属構造物又は原子炉压力容器内部構造物(スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。)に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
<p>2 〔同上〕 〔(1)～(6) 同上〕 〔加える。〕</p>	<p>2 〔同上〕 〔(1)・(2) 同上〕 〔加える。〕 (3) 〔同上〕 〔加える。〕 (4) 〔同上〕 (5) 〔同上〕 (6) 〔同上〕 (7) 〔同上〕 (8) 〔同上〕 〔加える。〕</p>
<p>1 〔同上〕 〔(1)～(5) 同上〕 〔加える。〕</p>	<p>3 〔同上〕 4 〔同上〕 (1) 〔同上〕 (2) 炉心(炉心支持構造物に限る。)、反射材、原子炉容器本体(監視試験片を除く)、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

3 原子炉冷却系 統施設	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>〔1〕(11) 略</p> <p>〔12〕 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの</p> <p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>〔1〕(11) 略</p> <p>〔12〕 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの</p> <p>3 蒸気タービンに係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>〔1〕(3) 略</p> <p>〔4〕 蒸気タービンに係る工事の方法の変更を伴うもの</p>
4 計測制御系統 施設	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>〔1〕(8) 略</p> <p>〔9〕 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>

〔略〕

〔略〕

3 〔同上〕	<p>1 〔同上〕</p> <p>〔1〕(11) 同上 〔加える。〕</p>
4 〔同上〕	<p>1 〔同上〕</p> <p>〔1〕(8) 同上 〔加える。〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔1〕(3) 同上 〔加える。〕</p>

〔同上〕

〔同上〕

7 原子炉格納施設	6 放射線管理施設	5 放射性廃棄物の廃棄施設	2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(4) 略 〔5〕(1) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(5) 略 〔6〕(1) 放射線管理施設に係る工事の方法の変更を伴うもの 2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(5) 略 〔6〕(1) 放射線管理施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(2) 略 〔3〕(1) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの 〔5〕(1) 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法の変更を伴うもの	〔1〕(10) 略 〔11〕(1) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
7 〔同上〕	6 〔同上〕	5 〔同上〕	2 〔同上〕
1 〔同上〕 〔1〕(4) 同上 〔加える。〕	2 〔同上〕 〔1〕(5) 同上 〔加える。〕	1 〔同上〕 〔1〕(2) 同上 〔加える。〕	3 〔同上〕 〔1〕(4) 同上 〔加える。〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	

<p>(5) 浸水防護施設</p>	<p>(4) 火災防護設備</p>	<p>(3) 補助ボイラー</p>	<p>(2) 常用電源設備</p>	<p>(1) 非常用電源設備</p>	<p>8 その他発電用原子炉の附属施設</p>
<p>(4) 浸水防護施設に係る工事に伴うもの 〔1〕(3) 略</p>	<p>改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(3) 略</p> <p>(4) 火災防護設備に係る工事に伴うもの の方法の変更を伴うもの 改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(3) 略</p>	<p>(1) 常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (2) 常用電源設備に係る工事に伴うもの</p>	<p>8 改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(7) 略</p>	<p>改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(9) 略</p> <p>(10) 非常用電源設備に係る工事に伴うもの の方法の変更を伴うもの 〔1〕(7) 略</p>	<p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(4) 略</p> <p>(5) 原子炉格納施設に係る工事に伴うもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔3〕(5) 略</p> <p>(6) 補助ボイラーに係る工事に伴うもの の方法の変更を伴うもの 〔3〕(5) 略</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(5) 略</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>(5) 〔同上〕</p>	<p>(4) 〔同上〕</p>	<p>(3) 〔同上〕</p>	<p>(2) 〔同上〕</p>	<p>(1) 〔同上〕</p>	<p>8 〔同上〕</p>
<p>〔同上〕 〔1〕(3) 同上 〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕 〔1〕(3) 同上 〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>	<p>8 改造であつて、常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕 〔1〕(9) 同上 〔加える。〕</p>	<p>2 〔同上〕 〔1〕(4) 同上 〔加える。〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕 〔3〕(5) 同上</p>	<p>2 〔同上〕 1 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	

原子炉本体 [略]	発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項		
[略]	[略]	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項 1 [略] 2 炉心に係る次の事項 (1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径 (2) 燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量	構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書

別表第二（第九条、第十二条関係）

(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） 〔7・8〕略	(9) 緊急時対策所	改造であつて、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	改造であつて、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	[略]	[略]
---	------------	---	---	-----	-----

原子炉本体 [同上]	発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		
	一般記載事項				
[同上]	[同上]	(1) [同上] (2) 炉心形状（チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。）、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径 (2) 燃料材の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、及び核燃料物質の最大装荷量	構造図 原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	[同上]	[同上]

別表第二（第九条、第十二条関係）

(6) [同上]	(9) [同上]	(7)・(8) 同上 (1)・(2) 同上 [加える。]	(7)・(8) 同上 (1)・(2) 同上 [加える。]	[同上]	[同上]
----------	----------	------------------------------------	------------------------------------	------	------

〔3・(4) 略
削る。〕

3

燃料体の名称、種類、
主要寸法及び材料（初装
荷及び取替えの別に記載
すること。）

4

チャンネルボックスの
主要寸法及び材料

5

炉心支持構造物に係る
〔略〕

6

次の事項
(1) 炉心シユラウド及び
シユラウドサポートの
名称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び個
数

〔3・(4) 同上〕
(5) 炉心支持構造物に係
る次の事項
イ 炉心シユラウド及
びシユラウドサポー
トの名称、種類、最
高使用圧力、最高使
用温度、主要寸法、
材料及び個数
ロ 上部格子板の名
称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び
個数
ハ 炉心支持板の名
称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び
個数
ニ 燃料支持金具の名
称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び
個数
ホ 制御棒案内管の名
称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び
個数
〔加える。〕

3

〔加える。〕

3

〔同上〕

〔加える。〕

(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

9||8||7||
原子炉本体に係る工
の方法
[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]
加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

2 1
1 [略]
2 炉心に係る次の事項

(1) [略]
(2) 燃料体最高燃焼度
(初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の

6||5||4||
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

[同上]

2 1
1 [同上]
2 [同上]

(1) [同上]
(2) 燃料材の種類、燃料材の濃縮度又は富化度
(初装荷及び取替えの別に記載すること。)、燃

別に記載すること。及び核燃料物質の最大装荷量

〔3〕・〔4〕略
〔削る。〕

料集合体最高燃焼度
〔初装荷及び取替の別に記載すること。〕及び核燃料物質の最大装荷量

〔3〕・〔4〕同上
〔5〕 炉心支持構造物に係る次の事項

イ 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ハ 上部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 上部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ホ 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ヘ 下部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ト 下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

3|| 燃料体の名称、種類、

主要寸法及び材料(初装
荷及び取替えの別に記載
すること。)

5|| 4|| 炉心支持構造物に係る
次[略]

次の事項

(1) 炉心槽の名称、種類、
最高使用圧力、最高使
用温度、主要寸法、材
料及び個数

(2) 上部炉心支持板の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数

(3) 上部炉心板の名称、
種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数

(4) 上部炉心支持柱の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数

(5) 下部炉心支持板の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数

(6) 下部炉心板の名称、
種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数

(7) 下部炉心支持柱の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数

9|| 8|| 7|| 6||
原子炉本体に係る工事
の方法
[削る。]

[加える。]

3||
[加える。]
[同上]

7|| 6|| 5|| 4||
設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関する
事項

(1) 品質保証の実施に係
る組織

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く)に係る工事の方法

使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書

安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)

〔同上〕

原子炉冷却系統施設

(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善

6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項
(1) 品質保証の実施に係る組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善

7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項
(1) 品質保証の実施に係る組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善
12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項
(1) 品質保証の実施に係る組織

使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
〔同上〕

安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

計測制御系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項
〔1511 略〕
12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法

蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項
〔153 略〕
4 蒸気タービンに係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項
1 制御方式及び制御方法
(1) 発電用原子炉の制御方式
発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発

〔略〕
安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）

〔同上〕

(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善
〔同上〕

〔1511 同上〕
12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善
〔同上〕

〔153 同上〕
4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善
〔同上〕

1 〔同上〕
(1) 発電用原子炉の制御方式

発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発

〔同上〕
安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式

(2) 「略」

〔2～10 略〕

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）
 にあつては、次の事項

〔1～10 略〕

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式

(2) 「同上」

〔2～10 同上〕

11 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

〔同上〕

〔1～10 同上〕

11 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

放射性廃棄物の
廃棄施設

放射線管理施設

発電用原子炉の運転を管理
するための制御装置に係る
ものにあつては、次の事項

4 発電用原子炉の運転を
管理するための制御装置
に係る工事の方法

6 放射性廃棄物の廃棄施
設に係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設
に係るものにあつては、次
の事項

5 放射線管理施設に係る
工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設
に係るものにあつては、次
の事項

5 放射線管理施設に係る
工事の方法

〔略〕

流体状の放射性廃棄物
の漏えいの検出装置及
び自動警報装置の構成
に関する説明書、検出
器の取付箇所を明示し
た図面並びに計測範囲
及び警報動作範囲に関
する説明書

〔略〕
中央制御室及び緊急時
制御室の居住性に関す
る説明書

〔同上〕

〔同上〕

発電用原子炉の運転を管理
するための制御装置に係る
ものにあつては次の事項

〔1〕3 同上
〔加える。〕

6 設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関する
次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

〔同上〕

5 設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関する
次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

〔同上〕

〔同上〕

流体状の放射性廃棄物
の漏えいの検出装置及
び自動警報装置の構成
に関する説明書、検出
器の取付箇所を明示し
た図面並びに計測範囲
及び警報動作範囲に関
する説明書

〔同上〕
中央制御室及び緊急時
制御室の居住性に関す
る説明書

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

原子炉格納施設

黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設に係るもの
にあつては、次の事項

3 放射線管理施設に係る
【1・2 略】

工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設
に係るものにあつては、次
の事項

5 原子炉格納施設に係る
【1・4 略】

工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設
に係るものにあつては、次
の事項

5 原子炉格納施設に係る
【1・4 略】

工事の方法

【略】
安全弁及び逃がし弁の
吹出量計算書（パネ式
のものに限る。）

【同上】

【同上】

3 設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関する
次の事項

【1・2 同上】

(1) 品質保証の実施に係
る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

【同上】

5 設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関する
次の事項

【1・4 同上】

(1) 品質保証の実施に係
る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

【同上】

5 設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関する
次の事項

【1・4 同上】

(1) 品質保証の実施に係
る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

【同上】
安全弁及び逃がし弁の
吹出量計算書（パネ式
のものに限る。）
設計及び工事に係る品
質管理の方法等に関す
る説明書

その他発電用原 子炉の附属施設 1 非常用電源 設備	2 常用電源設 備	3 補助ボイ ラー	5 非常用電源設備に係る 工事の方法 〔1〕～〔4〕略	〔略〕 安全弁の吹出量計算書 (パネ式のものに限 る。)	〔同上〕 1 〔同上〕
6 補助ボイラーに附属す る給水設備に係る次の事 項 〔1〕～〔2〕略	5 常用電源設備に係る工 事の方法 〔1〕～〔4〕略	〔略〕 安全弁の吹出量計算書 (パネ式のものに限 る。)	〔略〕 三相短絡容量計算書	2 〔同上〕	
7 補助ボイラーに附属す る熱交換器に係る次の事 項 〔1〕～〔2〕略	10 補助ボイラーに附属す る管等に係る次の事項 〔1〕～〔3〕略 〔11〕～〔14〕略	8 補助ボイラーに附属す る通風設備の通風機の種 類及び個数	〔略〕 安全弁の吹出量計算書 (パネ式のものに限 る。)	3 〔同上〕	
6 ボイラーに附属する給 水設備に係る次の事項 〔1〕～〔2〕 同上	5 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関する 次の事項 〔1〕～〔4〕 同上	〔同上〕 安全弁の吹出量計算書 (パネ式のものに限 る。)	〔同上〕 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関す る説明書	〔同上〕 三相短絡容量計算書 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関す る説明書	
7 ボイラーに附属する熱 交換器に係る次の事項 〔1〕～〔2〕 同上	9 ボイラーに附属する空 気圧縮設備及びガス圧縮 設備に係る次の事項 〔1〕～〔3〕 同上	8 ボイラーに附属する通 風設備の通風機の種類及 び個数	〔同上〕 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関す る説明書	〔同上〕 三相短絡容量計算書 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関す る説明書	
9 ボイラーに附属する空 気圧縮設備及びガス圧縮 設備に係る次の事項 〔1〕～〔3〕 同上	10 ボイラーに附属する管 等に係る次の事項 〔1〕～〔3〕 同上	10 ボイラーに附属する管 等に係る次の事項 〔1〕～〔3〕 同上	〔同上〕 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関す る説明書	〔同上〕 三相短絡容量計算書 設計及び工事に係る品 質管理の方法等に関す る説明書	

<p>6 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)</p>	<p>5 浸水防護施設</p>	<p>4 火災防護設備</p>		
<p>3 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法</p>	<p>4 浸水防護施設に係る工事の方法</p>	<p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p>	<p>15 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>16 補助ボイラーに係る工事の方法</p>	
<p>構造図</p>	<p>構造図</p>	<p>安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)</p>		
<p>6 同上</p>	<p>5 同上</p>	<p>4 同上</p>		
<p>3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>15 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>16 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>構造図</p> <p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p> <p>安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)</p> <p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>

別表第三(第七七条、第八八条関係)	型式設計特定機器の種類	記載事項(型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関するものに限る。)	添付書類(型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関するものに限る。)
	7 非常用取水設備	3 非常用取水設備に係る工事の方法 〔1・2 略〕	〔略〕
	8 敷地内土木構造物	3 敷地内土木構造物に係る工事の方法 〔1・2 略〕	斜面安定性に関する説明書(地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。)
	9 緊急時対策所	3 緊急時対策所に係る工事の方法 〔1・2 略〕	緊急時対策所の居住性に関する説明書 〔略〕

別表第三(第七七条、第八八条関係)	型式設計特定機器の種類	記載事項(型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。)	添付書類(型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。)
	7 同上	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項 〔1・2 同上〕	〔同上〕
	8 同上	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項 〔1・2 同上〕	斜面安定性に関する説明書(地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。)
	9 同上	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項 〔1・2 同上〕	緊急時対策所の居住性に関する説明書 〔同上〕

<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>	<p>圧力逃がし装置</p>	<p>再結合装置</p>	<p>特定兼用キヤスク</p>	<p>燃料体</p>
<p>5 〔1、4 略〕 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法</p>	<p>8 〔1、7 略〕 圧力逃がし装置に係る製作の方法</p>	<p>3 〔1・2 略〕 再結合装置に係る製作の方法</p>	<p>3 〔1・2 略〕 特定兼用キヤスクに係る製作の方法</p>	<p>1 燃料体の種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。） 2 燃料体の基本設計方針、適用基準及び適用規格 3 燃料体に係る製作の方法</p>
<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体及使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>〔1、4 同上〕 〔加える。〕</p>	<p>〔1、7 同上〕 〔加える。〕</p>	<p>〔1・2 同上〕 〔加える。〕</p>	<p>〔1・2 同上〕 〔加える。〕</p>	
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕</p>	

別表第一 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

	改	正	後
<p>内燃機関を原動力とする発電設備</p> <p>〔1〕～4 略</p> <p>5 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 略</p>			
<p>無停電電源装置</p> <p>〔1〕・2 略</p> <p>3 無停電電源装置に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 略</p>			
<p>電力貯蔵装置</p> <p>〔1〕・2 略</p> <p>3 電力貯蔵装置に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 略</p>			
<p>様式を削る。〕</p> <p>〔様式を削る。〕</p> <p>〔様式を削る。〕</p> <p>様式第3 (第138条関係) 略</p>			
<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第三条の二)</p> <p>第二章 設計基準対象施設 (第四条―第四十八条)</p> <p>第三章 重大事故等対処施設 (第四十九条―第七十八条)</p> <p>第四章 雑則 (第七十九条)</p> <p>附則</p> <p>(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)</p> <p>第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画 (同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。) で定める性能維持施設 (実用炉規則第一百五十二条の二第二十一号の性能維持施設をいう。) については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p> <p>(材料及び構造)</p> <p>第十七条 設計基準対象施設 (圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン (発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。) に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>〔一〕～十五 略</p>			
<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第三条)</p> <p>第二章 設計基準対象施設 (第四条―第四十八条)</p> <p>第三章 重大事故等対処施設 (第四十九条―第七十八条)</p> <p>第四章 雑則 (第七十九条―第八十二条)</p> <p>附則</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>(材料及び構造)</p> <p>第十七条 設計基準対象施設 (圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン (発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。) に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。</p> <p>〔一〕～十五 同上</p>			
<p>〔同上〕</p> <p>〔1〕～4 同上</p> <p>〔加える。〕</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 同上</p>			
<p>〔同上〕</p> <p>〔1〕・2 同上</p> <p>〔加える。〕</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 同上</p>			
<p>〔同上〕</p> <p>〔1〕・2 同上</p> <p>〔加える。〕</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 同上</p>			
<p>様式第3 (第138条関係) 略</p> <p>様式第4 (第138条関係) 略</p> <p>様式第5 (第138条関係) 略</p> <p>様式第6 (第139条関係) 同上</p>			

<p>(材料及び構造) 第五十五条 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第三号まで及び第七号の規定については、法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 〔一七七 略〕</p>	<p>(材料及び構造) 第五十五条 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第三号まで及び第七号の規定については、使用前に適用されるものとする。 〔一七七 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。